

和歌山県営業時間短縮要請協力金のご案内

和歌山県からの営業時間短縮の要請にご協力いただいた県内で飲食店等を運営する事業者の皆さまに、営業時間短縮要請協力金を支給します。

協力金の対象期間（要請期間）

【前期】令和4年2月5日（土）から2月27日（日）まで

【後期】令和4年2月28日（月）から3月6日（日）まで

- ◆前期(2/5~2/27)、後期(2/28~3/6)それぞれにおいて連続した営業時間短縮（休業を含む。）が必要です。
- ◆ただし、【前期】は2/5（土）からのご協力が準備等のため困難な場合は、2/8（火）までに協力を開始いただければ協力金の支給対象です。（【後期】は2/28からの協力開始が必要です）
- ※協力金は協力開始日から要請期間終了日までの日数をもとに計算します。
- ◆【前期】2/4までに現に営業を行っている店舗が2/9以降に協力を開始された場合
【後期】2/28までに現に営業を行っている店舗が3/1以降に協力を開始された場合
→それぞれの期間において全期間協力金の支給対象外となりますので、ご注意ください。

協力金の支給要件

上記の要請期間において、営業時間の短縮要請にご協力いただいた次の全ての要件に該当する県内の飲食店等

項目	認証店※1 (和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証を受けている店舗)	非認証店※2
	要請①	要請②
営業時間	5時から21時まで	5時から20時まで 又は 休業
通常の営業終了時間	21時を超え翌日5時になるまで(例:22時閉店)	20時を超え翌日5時になるまで(例:20時30分閉店)
酒類提供	20時まで	酒類は終日提供しない (酒類を利用者が持ち込まないことも含む。)
感染症対策	業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること※3	
その他	同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること 要請期間中に、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」を店舗の外側等に掲示していること※4	
協力金 (売上高方式)	2.5万円～7.5万円/日	3万円～10万円/日
対象店舗	<p>食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、営業する店舗(結婚式場等を含む)</p> <p>ただし、下記の店舗は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ×総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 ×ケータリング等のデリバリー専門の店舗 ×イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店 ×自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) ×ネットカフェ・漫画喫茶(宿泊を目的としていない場合等を除く) ×飲食スペースを有さないキッチンカー ×ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合 ×学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合 ×行事や祭り、イベント等で出店を行う場合 <p>(飲食店営業許可証に「露店」と記載されているもののうち営業所所在地が「県内一円」など地域であるもの。実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの。)</p> <p>※結婚式場等を要請の対象とします。</p>	

- ※1 認証店は、【前期】【後期】それぞれにおいて要請期間開始日から上記の要請①又は要請②のいずれかを選択できます。ただし、【前期】【後期】途中での変更はできませんのでご注意ください。また、要請①を選択している認証店が、事情により、要請期間中に非認証店になった場合は、当該日から要請②の支給要件を要請期間終了日まで遵守いただければ、要請①の協力金額（2.5万円～7.5万円/日（売上高方式））を全期間にわたって適用し支給します。
- ※2 【前期】【後期】それぞれにおいて、非認証店が認証店となった場合、要請①を選択することが可能ですが、協力金額は、要請①の協力金額（2.5万円～7.5万円/日（売上高方式））を全期間にわたって適用し支給します。
- ※3 業種別ガイドラインは裏面の下記ページをご覧ください（「協力金ホームページ」内のリンクを参照）
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>
- ※4 「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」は、次ページのチラシと同等の内容が含まれた書類でも可能です（チラシは、裏面の「協力金ホームページ」からダウンロードできます。）。
- ※見回り調査 営業時間短縮の取組の状況を確認するため、見回り調査を行い、状況に応じて店内の確認をさせていただきます。その確認の結果、営業時間短縮の実態がないなど、要請に応じていただけないことが判明した時には、協力金は支給しません。
- ※その他、協力金の支給要件等の詳細は、裏面の「協力金ホームページ」をご覧ください。

要請期間の延長にあたり、掲示している前期分の実施チラシを二重線で修正・加筆いただいても結構です。(実施期間など) 貼り直す場合は、協力金申請時に実施チラシの掲示写真が必要ですので、前期分を予め撮影ください。

営業時間短縮のお知らせ

●和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため **営業時間短縮** を実施します。

●当店は、**和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証** を受けているため、**酒類の提供が可能**です。

令和4年 **3月6日(日)**
実施期間 2月5日(土) から **2月27日(日)** まで

時短営業 **10時00分**から**21時00分**まで
＝通常の営業時間 **10時00分**から**23時00分**まで

酒類の提供 **10時00分**から**20時00分**まで

●同一グループの同一テーブルは**4人以内**とします。

店舗名 _____

【必要な情報(時短の場合)】

- 県の要請に協力している旨
- 実施期間
- 時短後の営業時間
- 通常の営業時間
- 酒類提供の有無
- 店舗名
- [認証店のみ] 認証を受けている旨

休業のお知らせ

●和歌山県の協力要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当店では **休業** を実施します。

令和4年
実施期間 2月5日(土) から **2月27日(日)** まで
3月6日(日) まで

通常の営業時間 **9時00分**から**24時00分**まで

店舗名 _____

【必要な情報(休業の場合)】

- 県の要請に協力している旨
- 実施期間
- 休業している旨
- 通常の営業時間
- 店舗名

「営業時間短縮実施チラシ」は『要請①』、『要請②(認証店用)』、『要請②(非認証店用)』の3種類、「休業実施チラシ」は1種類あります。協力内容によりチラシを選択し、「実施期間」「時間」等を記載し掲示してください。

1 店舗当たりの協力金の金額

		2019年、2020年又は2021年の1日当たりの売上高			
中小企業	A 売上高による方法	【 認証店 】 要請①	8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超
		・21時までの時短 ・酒類提供あり	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法 (要請①、②共通)	【 認証店 】 【非認証店】 要請②	7万5千円以下	7万5千円超～25万円以下	25万円超
		・20時までの時短又は休業 ・酒類提供なし	3万円/日	3万円～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
大企業 (売上高減少額による方法) (要請①、②共通)		【計算式】 1日当たりの協力金額＝2019年、2020年又は2021年からの1日当たり売上高減少額×0.4	【上限額(1日当たり)】 20万円 ※ 要請① の場合の上限額は以下のとおり。 「20万円」又は「2019年、2020年又は2021年の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		

※中小企業は、A 又は B のいずれかの算定方法を選択できます。
 ※中小企業・大企業ともに、営業時間短縮要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例等を別途設けています。(売上高の計算方法⇒開店後の売上高の平均を基に算出)
 ※1日当たりの売上高を算出する際の営業日数は、定休日も含めて算出します。

申請時に提出いただく主な資料

- 【共通】 ①申請書 ②飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※申請店舗分の提出が必要です。
 ③申請店舗の外観(店舗名等分かるもの)・内観(飲食スペースや感染拡大予防ガイドラインの遵守状況等)の写真
 ④営業時間短縮又は休業の実施状況が分かるもの(例：営業時間短縮実施チラシの掲示写真)
 ⑤申請者(法人の場合は法人名義)の銀行口座通帳の写し
 ⑥宣誓書 ⑦本人確認書類の写し(例：運転免許証、健康保険証等)

【「A 売上高による方法」で(●●●●)に該当する場合 又は「売上高減少額による方法」の場合】

- ①店舗の2019年、2020年又は2021年の売上高が分かるもの
 法人：法人事業概況説明書の控えの写し
 個人：青色申告決算書(月別売上高)又は白色申告書(収支内訳書)の控えの写し
 共通：売上台帳等の帳簿の写し
- ②店舗の2022年の売上高が分かるもの(売上台帳等) ※「売上高減少額による方法」の場合のみ

協力金の申請期間、ホームページ

◆申請期間【郵送】令和4年3月7日(月) ～ 4月27日(水) 当日消印有効
 【WEB】令和4年3月11日(金)9時 ～ 4月27日(水) 23時59分
 詳細については、ホームページをご覧ください。



【協力金第3期】 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin_3rd.html

- ◆協力金に関するお問合せ 和歌山県営業時間短縮要請協力金事務局 【電話】0120-907-127
- ◆「営業時間の短縮要請」又は「新型コロナウイルス感染症予防対策認証」に関するお問合せ 和歌山県危機管理局 【電話】073-441-2275 【FAX】073-422-7652
- ◆食品衛生法上の営業許可に関するお問合せ 和歌山県環境生活部食品・生活衛生課 【電話】073-441-2636 【FAX】073-432-1952